

令和3年12月定例会

御杖村議会会議録

令和3年12月 8日開会
令和3年12月16日閉会

御杖村議会

◎目 次

第1号（12月8日）	—1—
◎議事日程	—2—
◎本日の会議に付した事件	—2—
◎出席議員(8名)	—2—
◎欠席議員(0名)	—3—
◎会議録署名議員	—3—
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名	—3—
◎職務のため議場に出席した事務局職員	—3—
◎〔発言記録〕	—4—
◎開会及び開議の宣告	—4—
◎会議録署名人の指名	—4—
◎会期の決定	—4—
◎諸般の報告(議会運営委員会)	—4—
◎諸般の報告(例月出納検査)	—5—
◎諸般の報告(桜井宇陀広域連合議会)	—5—
◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会)	—6—
◎諸般の報告(東宇陀環境衛生組合議会)	—7—
◎諸般の報告(奈良県広域消防組合議会)	—8—
◎諸般の報告(曾爾御杖行政一部事務組合議会)	—8—
◎行政報告	—9—
◎一般質問	—10—
張間議員「通学に対する補助金制度について」	—10—
◎承認第6号専決処分の承認を求めることについて (令和3年度御杖村一般会計補正予算(第4号)) 〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	—11—
◎議案第37号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係の整備に関する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	—12—
◎議案第38号御杖村教育委員会の委員の定数を定める条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	—14—
◎議案第39号御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	—14—
◎議案第40号御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	—15—
◎議案第41号奈良県広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	—16—

◎議案第42号令和3年度御杖村一般会計補正予算(第5号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、付託]	—17—
◎議案第43号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第4)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、付託]	—18—
◎議案第44号令和3年度御杖村後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、付託]	—18—
◎散会の宣言	—19—
第2号（12月16日）	—21—
◎議事日程([審議結果])	—22—
◎本日の会議に付した事件	—22—
◎出席議員(8名)	—22—
◎欠席議員(0名)	—22—
◎会議録署名議員	—22—
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	—22—
◎職務のため議場に出席した事務局職員	—22—
[発言記録]	—23—
◎開議の宣言	—23—
◎承認第6号専決処分の承認を求めることについて(令和3年度御杖村一般会計補正予算(第4号)、議案第42号令和3年度御杖村一般会計補正予算(第5号)の議定について、議案第43号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第4)の議定について、議案第44号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議定について	
[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]	—23—
◎承認第6号専決処分の承認を求めることについて (令和3年度御杖村一般会計補正予算(第4号))	
[討論、採決]	—24—
◎議案第42号令和3年度御杖村一般会計補正予算(第5号)の議定について	
[討論、採決]	—24—
◎議案第43号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第4)の議定について	
[討論、採決]	—24—
◎議案第44号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議定について	
[討論、採決]	—25—
◎発委第7号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)	
[上程、採決]	—25—
◎発委第8号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)	
[上程、採決]	—25—
◎閉議及び閉会の宣言	—26—
◎議事録署名	—27—

(令和3年12月8日)

令和3年12月御杖村議会定例会(第1号)

令和3年12月8日(水)

開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

・議会運営委員会	11月26日
・例月出納検査	8月・9月・10月分
・桜井宇陀広域連合議会	11月9日定例会
・宇陀衛生一部事務組合議会	11月24日定例会
・東宇陀環境衛生組合議会	11月24日定例会
・奈良県広域消防組合議会	11月29日定例会
・曾爾御杖行政一部事務組合議会	12月3日定例会

第4 行政報告

第5 一般質問

第6 承認第6号〔予算決算委員会付託〕

専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度御杖村一般会計補正予算(第4号))

第7 議案第37号〔原案可決〕

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

第8 議案第38号〔原案可決〕

御杖村教育委員会の委員の定数を定める条例の制定について

第9 議案第39号〔原案可決〕

御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援
施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第40号〔原案可決〕

御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第41号〔原案可決〕

奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更について

第12 議案第42号〔予算決算委員会付託〕

令和3年度御杖村一般会計補正予算(第5号)の議定について

第13 議案第43号〔予算決算委員会付託〕

令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の議定について

第14 議案第44号〔予算決算委員会付託〕

令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議定について

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(8名)

議長 吉田俊弘君	副議長 松岡一生君
1番 張間裕子君	2番 廣口芳弘君
3番 葛城昌俊君	4番 古川芳明君
6番 山岡隆良君	8番 木村忠雄君

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

1 番 張 間 裕 子 君 8 番 木 村 忠 雄 君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村 長	伊 藤 収 宜 君
教 育 長	鈴 木 泰 弘 君
総務課長	中 嶋 英 樹 君
保健福祉課長	廣 尾 真 貴 子 君
住民生活課長	片 岡 保 昌 君
会計管理者	今 井 智 君
教育委員会次長	中 村 康 幸 君
むらづくり振興課長	仲 子 雄 史 君
産業建設課長	古 谷 匡 敏 君

◎職務のため議場に参加した事務局職員

事務局長 森 本 成 則 君

散会 午前11時19分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(吉田俊弘君): 皆さんおはようございます。本日の12月定例会をご案内させていただきましたところご出席をいただきましてありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますから、令和3年12月御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から開会します。ただちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(吉田俊弘君): 本日の議事日程は、別紙第1号のとおりとします。日程第1会議録署名議員の指名を行います。御杖村会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、1番張間裕子君、8番木村忠雄君を指名します。

◎会期の決定

○議長(吉田俊弘君): 次に、日程第2会期の決定を行います。お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの9日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君): 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月16日までの9日間と決定しました。

◎諸般の報告(議会運営委員会)

○議長(吉田俊弘君): 次に、日程第3諸般の報告を行います。はじめに、11月26日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長古川芳明君。

○委員長(古川芳明君): 議長。4番古川。

○議長(吉田俊弘君): 古川芳明君。

○委員長(古川芳明君): それでは、11月26日に開催いたしました議会運営委員会の会議結果について、報告をいたします。当日は、吉田議長が欠席でありましたが御杖村議会委員会条例第12条の規定による定足数に達していることから、12月定例会の運営について協議を行いました。まず、会期及び会期中の日程について協議をおこない、会期を、12月8日から16日までの9日間とし、全員協議会を9日、予算決算委員会を13日、続会議を16日とそれぞれ決定し、いずれも午前10時の開会といたしました。また一般質問については、通告締め切りを12月2日とし、質問日は、12月8

日の開会日と決定いたしました。次に、開会日における、議事日程および議事進行の取り扱いについて協議を行い、専決を含む補正予算4件については予算決算委員会へ付託し、その他の案件については、開会日に即決することと致しました。最後に、次回令和4年3月定例会の会期を検討するため、「継続調査申出書」を、続会日に提出することを決定して委員会を閉じました。以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(吉田俊弘君):古川議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(例月出納検査)

○議長(吉田俊弘君):次に、監査委員より例月出納検査について、8月から10月分の検査報告をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告といたします。

◎諸般の報告(桜井宇陀広域連合議会)

○議長(吉田俊弘君):次に、11月9日開催されました桜井宇陀広域連合議会定例会の報告を求めます。派遣議員、葛城昌俊君。

○3番(葛城昌俊君):議長、3番、葛城。

○議長(吉田俊弘君):はい。

○3番(葛城昌俊君):皆さんおはようございます。ただいま、議長の許可を得ましたので、去る令和3年11月9日火曜日午前10時30分から宇陀市議会議場において開催されました、令和3年桜井宇陀広域連合議会第2回定例会の報告をさせていただきます。岡田広域連合議会議長の開会宣言、松井広域連合長の招集挨拶、諸報告、開議の宣言、仮議席の指定の後、会議に入り、議事日程により、議席の一部変更、会議録署名議員の指名、会期の決定、広域連合長の提出議案の理由説明がありました。当日付議された議案は、令和2年度桜井宇陀広域連合一般会計歳入歳出決算認定、ふるさと市町村圏基金特別会計歳入歳出決算認定、介護保険特別会計歳入歳出決算認定、桜井宇陀広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正及び桜井宇陀広域連合議会会議規則の一部改正の5件で、決算については監査委員の審査意見や関係資料をつけて認定に付され、いずれも原案どおり認定し、条例の一部改正、規則の一部改正についても採決の結果、可決いたしました。それでは、今期定例会に提出された各議案の概要について簡略にご報告いたします。令和2年度各会計決算についてでございますが、認第1号の一般会計決算では、歳入総額1,478万5,952円、歳出総額1,274万9,720円で、差引額及び実質収支額とも203万6,232円で、その黒字額を令和3年度へ繰り越すことになりました。なお、この会計の主な執行経費は、広域連合の運営費、並びに障害支援区分認定審査会運営経費となっております。次に、認第2号のふるさと市町村圏基金特別会計決算についてですが、歳入総額1,327万4,491円、歳出総額699万1,575円で、差引額及び実質収支額とも628万2,916円となり、その黒字額を令和3年度へ繰り越すことになりました。歳入では、構成4市村からの負担金が400万円、基金運用益及び預金利息が336万6,660円、令和元年度からの繰越金555万2,681円及び諸収入はスポーツ振興くじ助成金等35万5,150円となっております。歳出では、当初計画のうち、イベント関連の諸事業は新型コロナ

ウイルス感染拡大防止のため中止、縮小されましたが、歴史・文化・観光などの情報発信や、ふるさと振興事業など、圏域の発展や活性化に向けた事業費として699万1,575円となっています。次に、認第3号介護保険特別会計決算では、歳入総額5,662万6,844円、歳出総額5,110万981円で、差引額及び実質収支額ともに552万5,863円となり、その黒字額を令和3年度へ繰り越すことになりました。この会計の歳入は、構成市村からの負担金4,900万円、令和元年度からの繰越金759万1,844円、諸収入3万5,000円であり、歳出につきましては、介護保険法に基づく介護認定審査会運営経費、人件費に加え、令和2年度は3年に一度の介護保険制度改正に伴う介護認定審査会システム改修などで、繰越金は、今後、必要となる介護システムの更新や改修などに対応するための経費にあてるためのものです。議案第6号桜井宇陀広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正につきましては、宣誓書を提出する際の手続きの変更について改正を行うもので、発議案第1号の桜井宇陀広域連合議会会議規則の一部改正につきましては、議員活動の制約要因の解消に関する規定の整備と押印の見直し等について、所要の改正を行うものです。今回の定例会では、当日提出された議案の審議を終え、午前11時25分に閉会しました。なお、定例会に先立ち、午前9時30分から全体協議会が開催され、事務局より本定例会の提出予定案件、その他について詳細説明がありました。以上、令和3年桜井宇陀広域連合議会第2回定例会の報告といたします。

○議長(吉田俊弘君): 葛城議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会)

○議長(吉田俊弘君): 次に、11月24日開催されました宇陀衛生一部事務組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員を代表して、張間裕子君。

○1番(張間裕子君): はい、議長。1番張間。

○議長(吉田俊弘君): はい。

○1番(張間裕子君): 皆さん、おはようございます。1番 張間でございます。ただいま、議長の許可を得ましたので、宇陀衛生一部事務組合議会の報告をさせていただきます。去る11月24日水曜日午前10時から令和3年宇陀衛生一部事務組合議会第2回定例会が、宇陀市役所大会議室で開催されました。出席した組合議会議員は13名で、御杖村からは、わたくし張間が出席いたしました。管理者である宇陀市金剛市長の招集あいさつ後、本村吉田議員の欠席報告がなされ、その後議事日程に基づき、会議録署名議員の指名、会期の決定が行われました。会期については、24日、1日間と決定されました。付議された案件は、承認案件1件、条例案件1件、補正予算 案件1件、決算認定1件、同意案件1件、以上5件が提案されました。始めに、承認第2号専決処分承認を求めることについては、地方自治法第286条第1項の規定により、令和3年3月31日をもって奈良県市町村総合事務組合から葛城広域行政事務組合を脱退させることとする組合規定を変更したことについて承認を求めるものです。次に議案第5号宇陀衛生一部事務組合公平委員会委員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例については、宣誓書を提出する際の手続きの変更について改正を行うもので、規定の整備と押印の見直し等について、所要の改正を行うものです。次に、議案第6号令和3年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出補正予算第1号については、歳入歳出それぞれ10,542千円を減額し、総額を110,447千円とするものです。これ

は、職員の退職及び休職期間による給料等の減額によるし尿処理事業費の減額で、歳入では市村負担金が減額となり、御杖村の負担金は、1,254千円の減額となります。次に、認定第1号令和2年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出決算については、歳入総額116,211,412円、歳出総額111,033,950円で、決算の結果、単年度収支額5,177,462円の黒字決算となりました。なお、令和2年度末財政調整基金現在高は、74,833,449円となっており、その内、御杖村分は、8,568,194円であります。次に、同意第1号宇陀衛生一部事務組合公平委員会委員の選任同意については、本村大字菅野2415番地、徳田福男氏の委員選任につき同意を求めるものです。提案されました議案5件は、すべて可決・認定・同意され、午前11時5分に閉会しました。閉会后、宇陀衛生センター基幹的設備改良工事における整備内容と工事のスケジュールについて説明がなされました。以上、簡単ではありますが、宇陀衛生一部事務組合議会の報告といたします。

○議長(吉田俊弘君):張間議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(東宇陀環境衛生組合議会)

○議長(吉田俊弘君):次に、同じく11月24日開催されました東宇陀環境衛生組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員を代表して、山岡隆良君。

○6番(山岡隆良君):議長、6番山岡。

○議長(吉田俊弘君):はい。

○6番(山岡隆良君):それでは、先日行われました東宇陀環境衛生組合議会報告をさせていただきます。令和3年11月24日午後2時30分より東宇陀クリーンセンター2階会議室にて全員協議会を開催した後、組合定例会が午後2時55分より開催されました。先ず、全員協議会の内容でございますが、1つ目に副議長の選挙について、2つ目に議席の指定についてを議題として話し合わせ、副議長については、議員より議長推薦指名と意見が出され、わたくし山岡が副議長に推薦されました。また、上田議長より仮議席の指定が行われ全員協議会が終了後、定例会が前述のとおり午後2時55分より開催されました。議事日程については、日程第1・議席の指定について、日程第2・副議長の選挙については先に開催されました全員協議会に基づき、議席1番曾爾村宇山議員、2番曾爾村木治議員、3番宇陀市田中議員、4番宇陀市松浦議員、5番曾爾村坂井議員、6番宇陀市井谷議員、7番御杖村のわたくしでございます、8番御杖村古川議員、9番宇陀市上田議員、10番御杖村松岡議員ということで指定され、副議長には、わたくしが山岡が指定され全議員の承認が得られました。その後、日程第3・会議録署名議員の指名については、議長より10番松岡議員、1番宇山議員が議長により指名されました。日程第4・会期の決定については、11月24日1日限りとして全議員了承のもと議案審議に入りました。日程第5・議案第1号令和3年度東宇陀環境衛生組合一般会計補正予算第1号について、内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,400,000円減額し、歳入歳出予算の総額を202,579,000円とするもので、減額理由につきましては可燃物処理費の区分で職員の給与・手当と委託料や原材料費の減額が主な大きな理由あります。日程第6・認定第1号令和2年度東宇陀環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について、決算概要については、歳入総額214,213,135円に対し、歳出総額201,673,928円で差引12,539,207円の黒字になったということ。今後とも、予算を有効に活用し組合運営については極力経費の節減に努め、組合の健全な運営に努力を注いでいきたいということで、監査委員の意見書を

添えて報告がございました。日程第7・同意第1号東宇陀環境衛生組合公平委員会委員の選任同意について、衛生組管理者芝田曾爾村村長より公平委員会委員の選任同意が提出され、御杖村菅野の徳田福男さんが推挙され、議事内容の日程5・6・7すべての案件が全議員の賛成によりおのおの可決及び認定、同意され午後4時5分に定例会が終了しました。以上で、東宇陀環境衛生組合議会の報告とさせていただきます。

○議長(吉田俊弘君):山岡議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(奈良県広域消防組合議会)

○議長(吉田俊弘君):次に、11月29日開催されました奈良県広域消防組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員、古川芳明君。

○4番(古川芳明君):はい、議長、4番古川。

○4番(古川芳明君):それでは、令和3年奈良県広域消防組合議会2回定例会について報告いたします。去る11月29日橿原市広域消防組合本部において奈良県広域消防組合議会第2回定例会が開催され、午後2時から全員協議会が行われました。全員協議会で報告された案件は、1組合が提起した職員による提訴の結果について、2予備費充用について、十津川分署新庁舎建設工事中、建築の障害となる埋設物を発見し、その埋設物の撤去と撤去に伴う工事の仕様変更。それと、本で行われる提案議案の説明があり、午後3時から本会議が開催されました。日程第1会期の決定については、当日一日限りとし、日程第2会議録署名議員に天理市内田智之氏、高田市仲本博文氏、日程第3議長報告ですが香芝市の川田裕氏、日程第4管理者行政報告として亀田管理者からの報告がありました。日程第5一般質問として、五條市の窪佳秀氏から質問があり、緊急走行時の事故対策等についての質問がございました。続きまして、報告第4損害賠償の額の決定の専決処分報告について、議会第39号新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特別勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、議第40号工事請負契約の認定について、日程第9として認定第1号令和2年度奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出認定についてでございました、認定第2号から認定第13号まで県内各支所の事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、審査し慎重審議の結果全員一致で出されました案件について、奈良県広域消防組合議会第2回定例会を午後3時50分に閉会しました。これもちまして、令和3年奈良県広域消防組合議会第2回定例会の報告といたします。

○議長(吉田俊弘君):古川議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(曾爾御杖行政一部事務組合議会)

○議長(吉田俊弘君):次に、12月3日開催されました曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員を代表して、廣口芳弘君。

○2番(廣口芳弘君):はい、議長。2番廣口。

○2番(廣口芳弘君):それでは、令和3年12月曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会報告をさせていただきます。去る、12月3日10時より令和3年12月曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会

が御杖村役場三階会議室に於いて開催されました。曾爾村からは、組合議長として木治議員、組合議員として東口議員、大向議員が出席し、御杖村からは組合議員として木村議員、葛城議員、私廣口が出席致しました。木治議長から、全議員出席による議会成立宣言のあと、曾爾村の大向實氏、わたくし廣口の両村役員改選に伴う曾爾御杖行政一部事務組合議会派遣議員の報告がなされ、会議規則第3条第1項の規定により、4番に大向議員が6番にわたくし廣口が議席の指定を受け、その後日程に基づき議事が進められました。まず、副議長選挙については、指名推薦により本村葛城議員が全会一致により当選され、その後会議録署名議員に、2番東口議員と6番わたくし廣口が指名され、会期を1日間と決定したあと、議案の審議に入りました。付議された案件は、認定第1号令和2年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第1号令和3年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出予算補正第1号について、以上認定1件、議案1件の議題が提出されました。認定第1号令和2年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、決算概要の説明のあと、木村監査員より監査報告がなされ、議案第1号令和3年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出予算補正第1号については、繰越金の確定により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3千3百80万1千円とする説明のあと、それぞれ審議の結果、提出された2議案は原案どおり全会一致で、認定及び可決され、午前10時40分に閉会しました。以上で曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告と致します。

○議長(吉田俊弘君):廣口議員、ご苦勞様でした。以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第4、行政報告をお願いします。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):行政報告をさせていただきます。本日、御杖村議会12月定例会を招集いたしましたところ、全議員のご出席を賜り誠にありがとうございます。開会にあたりまして、私の方から9月以降の行政報告をさせていただきます。最初に、新型コロナウイルス感染症についてでございます。7月以降、感染力が極めて強いとされるデルタ株により、全国各地で感染が拡大しましたが、ワクチン接種が全国で進むにつれ、9月初旬をピークとした感染者数は減少することとなり、政府は、19都道府県の緊急事態宣言及び8県のまん延防止等重点措置の全てを、9月30日に解除しました。さらに、国内では、10月・11月と新規感染者の減少が続いたことにより、経済の回復が期待されたところですが、隣国また世界の多くの国では、感染の再拡大が起っています。その上、新しい変異株であるオミクロン株の感染拡大についても世界中で懸念されている現状からしますと、経済の回復にはまだまだ時間が必要と思われます。このような中、本村も、9月には希望者のほぼ全員に2回目のワクチン接種を終えることができました。しかし、時間の経過とともに感染予防効果が低下するとされたことから、国は3回目接種をおこなうこととしました。これに沿って、本村でも接種体制の確保を現在進めており、接種にかかる経費についても、その予算を本定例会にご提案しているところです。2回目接種から8ヶ月以上経過した方を対象として、順次3回目の接種を進めていきたいと思っています。また、これまでは12歳以上が対象でしたが、5歳から11歳へのワ

クチン接種についても、国の方で検討がされています。村民の接種希望を的確に把握しながら、広域連携も含め適切な対策を講じていきたいと考えます。次に、令和4年度の予算編成についてですが、新型コロナウイルスが、国地方の財政に与える影響は、引き続き大きいものと予想されます。しかしながら、全国的な問題でもある社会保障関係経費の増加や公共施設の改修需要、過疎化・少子高齢化対策、国が主導しているデジタル化への対応等、様々な課題に取り組む必要があります。小規模自治体であるがゆえに難しい部分もございますが、健全財政の維持を基本として、限られた財源を効率的・効果的に配分し、総合計画に位置づけられた各施策の推進を図るべく、現在、予算編成を進めているところでございます。次に、先月11月の東京出張についてご報告いたします。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、昨年は、ほとんどの集会や式典が、中止又は規模縮小となりました。本年度は、9月の緊急事態宣言解除後、新規感染者数の減少がさらに進んだことから、経済活動の再開を期待する声に合わせ、以前と同規模の大会が計画されるなどの動きが見られ始めました。このような中、本村は、令和3年と4年度の2年間、宇陀郡町村会の会長、また奈良県町村会の副会長の大役も拝命させていただいております。本年の全国町村長大会が、各都道府県の役員のみとなったことから、奈良県町村会を代表して参加させていただくこととなり、その前後に開催された本村に関わりが深い大会も含め、4日間に渡り、上京してまいりました。11月16日に開催された安全安心の道づくりを求める全国大会では、道路関係予算の確保を願う決議をおこない、大会後は、高市早苗政調会長をはじめ、奈良県選出の国会議員に対し地方道路行政への支援について要望活動をおこないました。17日は、全国町村会創立100周年記念式典及び全国町村長大会に、奈良県の副会長として出席させていただき、農山漁村の持つ多面的な価値の重要性を訴えるとともに、活力のある地域創生への支援を要望する大会となりました。18日は、全国山村振興連盟通常総会に出席、山村の活性化と自立的発展に資する施策の充実について決議しました。総会後は、奈良県治山事業促進協議会と奈良県簡易水道協会の合同により、治山事業の促進や簡易水道事業にかかる補助金の拡充について、奈良県関係の国会議員8名へ要望活動をおこないました。19日は、簡易水道整備促進全国大会に参加し、簡易水道事業に関する補助事業の拡充や財政支援に関する要望決議をおこない、4日間の上京活動を終えました。引き続き国県・国会議員に対して、地域の現状をしっかりと伝えていくことで、小規模自治体の自主自立に資する国の支援策充実を要望し、本村の活性化に努めていきたいと思っております。最後に、本定例会には、専決処分の承認1件、条例の制定と改正が4件、事務組合の規約改正1件、補正予算3件、合計9件の案件を提出しております。ご審議いただき可決賜りますようお願い申し上げます。12月の行政報告とさせていただきます。

○議長(吉田俊弘君): これで、行政報告を終わります。

◎一般質問

張間議員「通学に対する補助金制度について」

○議長(吉田俊弘君): 次に、日程第5一般質問を行います。通告に基づき発言を許可します。1番張間議員。

○1番(張間裕子君): はい、議長。1番張間。

○1番(張間裕子君): 議長の許可を得ましたので村長に対して、質問をさせていただきます。現在、

本村にいる子ども達は、3歳までのお子さんが10名、保育園児が11名、小学生が22名、中学生が12名、高校生が20名おられて、保育園児の数は年々増加しています。ただ、中学までは御杖村で過ごしますが、高校がないため、かなりの時間を要して通学しなければなりません。本村においても平成10年から約10年間ほど通学に対する補助金制度がありましたが、平成22年の4月から施行された高校の無償化に伴い廃止となったとお聞きしました。現在の高校生はもとより、これから高校へと進学して行くであろう子ども達のためにも、また人口減少に歯止めをかけるためにも、通学に対する補助金制度の検討をお願いできないでしょうか。補助金制度があれば、高校への通学の選択肢も増えるとともに、保護者の方々が安心して子育てもできますし、送迎等の経済的負担も軽減され、移住・定住の促進にも寄与されるのではないのでしょうか。村長のお考えをお聞かせ下さい。

○議長(吉田俊弘君):答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):ただ今の張間議員の質問に対してでございますけれど、若者をはじめとする定住人口の確保と増加を目指し、高校生の通学費を支援し、平成14年からは高校へ進学する家庭の経済的負担を軽減するための就学支援として実施をして参りました。そのほかにも若者定住対策として、結婚祝金や出産祝金等各種奨励金が措置されておりました。各種制度によりまして、若者の定住人口の確保に努めて参りましたが、奨励金を取得した後、転出されるケースもあり、本奨励金制度が定住人口の確保に効果があるかという検証のもと、また厳しい財政状況下における行財政改革の推進の結果、廃止ということになりました。その後、本村で安心して子育てをしていただけるための支援策として、保育料の無料化、給食費の無料化、医療費の無料化等に取り組んで参ったところであります。張間議員が言われるように、本村には高校がなく、高校進学時には遠方の高校に通学することになります。保護者の方が送迎をされる等負担が重くなっていることも承知しております。そのような中、安心して子育てができるように、また継続して御杖村に住み続けてもらえるように、どのような対策が望ましいのかを検討しているところであります。通学に対する補助金制度については、以前廃止になった状況や現在の通学の実態を再確認し、検討したいと考えております。いずれにしても、御杖村で子育てしてよかった、生まれ育って良かったと思ってもらえるように、子育て環境や教育の充実に努めて参りたいと考えております。

○1番(張間裕子君):はい、議長。

○議長(吉田俊弘君):張間議員。

○1番(張間裕子君):近隣では、曾爾村をはじめ東吉野村などで補助金制度を実施しています。御杖村でも、安心して子育てできる環境づくりの一貫として、前向きなご検討をよろしく申し上げます。以上です。

○議長(吉田俊弘君):はい、村長。

○村長(伊藤収宜君):ご質問の趣旨よく理解致しました。これから再度検討課題ということにさせていただきます。

○議長(吉田俊弘君):これで、一般質問を終わります。

◎承認第6号専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度御杖村一般会計補正予算(第4号))

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第6承認第6号専決処分承認の承認を求めることについて、令和3年度御杖村一般会計補正予算第4号を議題と致します。本案について、提出の理由を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(吉田俊弘君):はい。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、一般会計予算の歳入歳出それぞれに516万7千円を追加し、補正後の総額を27億2,565万4千円とするものです。新型コロナワクチン3回目接種に向けた体制の確保にかかる経費を計上したもので、早期着手の必要から、去る10月6日に専決処分をさせていただきましたので、承認をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにししたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程第6承認第6号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度御杖村一般会計補正予算第4号は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第37号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第7議案第37号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題と致します。本案については、議会運営委員長長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(吉田俊弘君):はい。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、9月1日に施行されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に対応するため、現在、本村の行政手続における押印について全庁的に見直しを進めているところです。これにより、本村の条例中、3つの条例について改正を行いたいので、一括して改正する条例を提案するものでございます。詳細については、総務課長より説明申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋英樹君):はい。

○総務課長(中嶋英樹君):ご説明申し上げます。村長の提案理由の中でございました、全庁的な見直しについてですが、議決が必要となります条例から村長が定めます要綱や規則、さらには窓口の手続き等で使用される様式等について、これまで押印が必要とされてきた行政手続につきまし

て、現在全庁的に見直しを進めているところでございます。お手元の議案をご覧ください。全庁的な見直しの一環で、条例につきましては、次の3つの条例について改正を行いたく、本改正条例により一括してご提案するものでございます。先ず、一つ目の第1条でございますが御杖村職員のサービスの宣誓に関する条例です。新たに職員となった者は、宣誓書を朗読し、署名押印しなければならないとされているところですが、この押印義務を廃止するものでございます。二つ目の第2条、御杖村火入れに関する条例で、火入れ許可申請書の様式において、申請者の欄に印となっているものにつきまして、その印を様式から削るものでございます。三つ目、第3条でございますが、御杖村移住体験住宅の設置及び管理に関する条例でございます。利用申込書の様式におきまして、申込者の欄に○印となっているものにつきまして、その○印を様式から削るものでございます。以上3つの条例で求めている押印につきまして廃止を行いたいものでございます。以上でございます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋総務課長より詳細な説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

○6番(山岡隆良君):議長、6番山岡。

○議長(吉田俊弘君):はい。

○6番(山岡隆良君):自分が無知なのかどうか分かりませんがちょっと質問させてください。第2条のこの火入れに関する条例の改正ということであるんですけど、この火入れってどういうことを指し手いるのか、僕初めて今聞かしてもらって中身がよく分からなかったものですからどういうことを指した条文なのか教えていただけたらありがたいんですけど。

○議長(吉田俊弘君):中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋英樹君):どういう条例かという内容でございますが、よく住民がしていただく中には、火災とまぎらわしい行為というものがございます。それと火入れの許可に関する申込書というものがございます。この二つがございます。先ず、今質問から外れるんですけども、火災とまぎらわしい行為につきましては、住民さんが何か片付けものをして本来一般廃棄物を燃やすのはちょっとまずいですけども何か燃やす必要があったと、火事として勘違いされやすいものにつきましては、消防署の方に届け出なさいということがございます。それとは別に、この火入れの許可につきましては、主に山林の地焼けでございますとか山に近いところで物を燃やす場合は、火入れの許可というものを御杖村に提出する必要があるがございます。その違いがございます。単純に火災と勘違いされるものじゃなくて大規模な火事につながる可能性のあるような火入れ、ようするに山林火災につながるようなものについては、特に村に許可を出しなさいという決まりがございます。

○6番(山岡隆良君):はい、分かりました。ありがとうございました。

○議長(吉田俊弘君):よろしいですか。それでは、これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより本案について採決を行います。日程第7議案第37号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第7議案第37号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第38号御杖村教育委員会の委員の定数を定める条例の 制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第8議案第38号御杖村教育委員会の委員の定数を定める条例の制定についてを議題とします。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、御杖村教育委員会の委員の定数を減員するために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条ただし書きの規定に基づき、御杖村教育委員会の委員の定数を定める条例を制定するものでございます。詳細については、教育長より説明を申し上げます。

○教育長(鈴木泰弘君):はい、議長。

○議長(吉田俊弘君):はい、鈴木教育長。

○教育長(鈴木泰弘君):失礼します。教育委員定数を3名とする条例の制定について、提案理由を申し上げます。これまで本村では、教育長を除く教育委員の定数は4名でありました。過去には各大字に学校がございまして、教育委員もそれぞれの地域で役割を担っておりました。しかしながら学校統合が進み、本年度に至りましては、小中学校が一体化され、実質的に村で一つの学校となるなど、是迄と大きく状況が変化し、教育委員の果たすべき役割も変化しています。村全体の人口減少が進む中で、委員会の組織も現状の人口規模に合わせながら、スリム化をはかる必要があると考えました。県内7つの村におきましても教育委員の数を3名としているそういう状況もございます。定員が3名となるわけでございますが、その中で各教育委員が役割の分担や効率化をはかり、これまでと同様の活動を継続することができると考えております。つきましては、教育委員の定数を3名とする条例の制定について、ご審議くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と鈴木教育長より詳細な説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより本案について採決を行います。日程第8議案第38号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第8議案第38号御杖村教育委員会の委員の定数を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第39号御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第9議案第39号御杖村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、子ども子育て支援法の規定に基づき8月2日に改正されました特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部の改正に対応すべく、本村の保育所の行政手続デジタル化に向け、保育所の運営に関する条例の改正について、提案するものでございます。詳細については、保健福祉課長より説明申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):廣尾保健福祉課長。

○保健福祉課長(廣尾真貴子君):はい、議長。議案第39号についてご説明申し上げます。まず保育事業についてですが、平成27年4月地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく子ども子育て支援新制度のスタートがありました。これに伴い御杖保育所は、平成27年4月へき地保育事業から小規模保育事業A型の認可保育所となり、小規模保育事業A型は、例規の名称におきまして特定地域型保育事業にあたります。当議案につきましては、村長の提案にありまして、子ども子育て支援法の規定に基づき改めるもので、主な改正の内容としましては、デジタル化の推進に伴いまして、保育所の業務負担軽減を図る観点から、保育所が書面で作成保存等を行うものを電磁的手法による対応が可能であること、また保護者の利便性の向上の観点から、保育所と保護者との間の手続き等についても、書面に代えて電磁的手法による対応が可能である等の内容について、規定を改正追加するものでございます。その他、所要の規定の整備等、改正を行っております。説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と廣尾保健福祉課長より詳細な説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより本案について採決を行います。日程第9議案第39号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第9議案第39号御杖村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号御杖村国民健康保険条例の一部を改正する 条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第10議案第40号御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 本案につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、出産に伴う産科医療保障制度の見直しと併せて、出産育児一時金の額が改正されたことにより所要の改正を行うため本条例を制定するものでございます。詳細については、住民生活課長より説明申し上げます。

○議長(吉田俊弘君): 片岡住民生活課長。

○住民生活課長(片岡保昌君): はい。議案第40号御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明させていただきます。健康保険法等に基づく保険給付として、被保険者やその被扶養者が出産した場合、出産に要する経済的負担を軽減するため、出産育児一時金が支給されます。この一時金の総額は42万円で、出産育児一時金40万4千円に、産科医療補償制度の掛金1万6千円が合計された額となっておりまして、産科医療補償制度の改正により、令和4年1月1日から補償対象が変更され、掛金が1万6千円から1万2千円に変更となります。この制度改正に合わせまして、健康保険法施行令が改正され、出産育児一時金を4千円引き上げ、40万8千円になることから、本条例の一部を改正するものでございます。以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長(吉田俊弘君): ただ今、伊藤村長よりの提案理由の説明と片岡住民生活課長より詳細な説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君): 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君): 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより採決を行います。日程第10議案第40号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君): ありがとうございます。全員の起立により、日程第10議案第40号御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号奈良広域水質検査センター組合を組織する構成 団体数の減少及び規約の変更について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(吉田俊弘君): 次に、日程第11議案第41号奈良県広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 議長。

○村長(伊藤収宜君): 本案につきましては、奈良広域水質検査センター組合の構成団体であります3町で組織される水道企業団が本年9月に設置され、令和4年4月1日から水道水質検査を共同して実施するにあたり、規約の一部変更が必要となることからご提案するものでございます。詳細については、住民生活課長より説明申し上げます。

○議長(吉田俊弘君): 片岡住民生活課長。

○住民生活課長(片岡保昌君): はい、それでは議案第41号奈良広域水質検査センター組合を組

織する構成団体数の減少及び規約の変更につきまして、説明させていただきます。奈良広域水質検査センター組合の構成団体である川西町、三宅町及び田原本町が組織する、磯城郡水道企業団が本年9月に設置され、令和4年4月1日から組合と共同して水道水質検査を実施することとなります。このことから、地方自治法第286条第1項の規定により令和4年4月1日から川西町、三宅町及び田原本町を奈良広域水質検査センター組合から脱退させ、これらの町をもって設置される磯城郡水道企業団を加入させること、また、このことに伴い規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会のご承認をお願いするものでございます。以上、ご審議、よろしくお願ひいたします。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と片岡住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより採決を行います。日程第11議案第41号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願ひます。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第11議案第41号・奈良県広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号令和3年度御杖村一般会計補正予算(第5号))の 議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第12議案第42号令和3年度御杖村一般会計補正予算第5号の議定についてを議題とします。本案につきまして、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに2億5,374万7千円を追加し、補正後の総額を29億7,940万1千円とするものでございます。主な内容は、新型コロナウイルスにより中止したイベント経費の減額、増額要因といたしましては、ワクチンの3回目接種にかかる経費、また普通交付税の余剰見込額を基金へ積み立てる内容となっております。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程第12議案第42号令和3年度御杖村一般会計補正予算第5号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第43号令和3年度御杖村国民健康保健特別会計補正 予算(第4号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第13議案第43号令和3年度御杖村国民健康保健特別会計補正予算第4号の議定について議題と致します。本案については、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、事業勘定の歳入歳出それぞれに77万7千円を追加し、補正後の総額を2億8,848万9千円とするものでございます。主な内容は、県に対する事業費納付金の増額となっております。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的な質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにししたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程第13議案第43号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第4号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第44号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第14議案第44号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに250万円を追加し、補正後の総額を4,237万9千円とするものでございます。内容は、広域連合への保険料負担金の増額となっております。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにししたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程第14議案第44号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎散会の宣言

○議長(吉田俊弘君):以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。次回の本会議は12月16日木曜日午前10時より開くことに致します。本日は、これで散会致します。お疲れ様でした。

(午前11時19分散会)

(令和3年12月16日)

令和3年12月御杖村議会定例会(第2号)

令和3年12月16日(木)

開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

第1 承認第6号〔原案承認〕

専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度御杖村一般会計補正予算(第4号))

第2 議案第42号〔原案可決〕

令和3年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定について

第3 議案第43号〔原案可決〕

令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の議定について

第4 議案第44号〔原案可決〕

令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議定について

第5 発委第7号〔原案決定〕

閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

第6 発委第8号〔原案決定〕

閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(8名)

議長	吉田俊弘君	副議長	松岡一生君
1番	張間裕子君	2番	廣口芳弘君
3番	葛城昌俊君	4番	古川芳明君
6番	山岡隆良君	8番	木村忠雄君

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

1番 張間裕子君 8番 木村忠雄君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
教育長	鈴木泰弘君
総務課長	中嶋英樹君
保健福祉課長	廣尾真貴子君
住民生活課長	片岡保昌君
会計管理者	今井智君
教育委員会次長	中村康幸君
むらづくり振興課長	仲子雄史君
産業建設課長	古谷匡敏君

◎職務のため議場に参加した事務局職員

事務局長 森本成則君

散会 午前10時12分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(吉田俊弘君):皆さん、ご苦労様でございます。本日の12月定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程第2号のとおりとします。

◎承認第4号専決処分の承認を求めることについて(令和3年度御杖村一般会計補正予算(第4号))、議案第42号令和3年度御杖村一般会計補正予算(第5号)の議定について、議案第43号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の議定について、議案第44号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議定について

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(吉田俊弘君):先ず、日程第1承認第6号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度御杖村一般会計補正予算第4号、日程第2議案第42号令和3年度御杖村一般会計補正予算第5号の議定について、日程第3議案第43号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第4号の議定について、日程第4議案第44号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の議定について、以上の4件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。これを一括議題とし御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長から審査経過及び結果の報告をお願いします。木村委員長。

○8番(木村忠雄君):議長、8番木村。

○議長(吉田俊弘君):はい。

○8番(木村忠雄君):予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、承認第6号及び議案第42号、議案第43号、議案第44号につきまして、一括してその審査の経過と結果についてご報告いたします。まず、審査の経緯でございますが、去る12月8日の本会議におきまして、専決処分による補正予算1件及び補正予算3件の合計4件の案件が付託されたことにより、12月13日に予算決算委員会を開催いたしました。当日は、全委員及び村長をはじめ各部局の所属長出席のもと審査を行いました。審査の経過でございますが、付託されました承認第4号の専決処分による補正予算及び議案第42号、議案第43号、議案第44号の補正予算につきまして、それぞれ質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、承認第4号及び議案第42号、議案第43号、議案第44号ともに、全員の賛成により、承認及び可決すべきもの決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(吉田俊弘君):木村委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎承認第6号専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度御杖村一般会計補正予算(第4号))

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。先ず、日程第1承認第6号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度御杖村一般会計補正予算第4号を議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、承認です。日程第1承認第6号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第1承認第6号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度御杖村一般会計補正予算第4号は、委員長の報告のとおり承認されました。

◎議案第42号令和3年度御杖村一般会計補正予算(第5号)の
議定について

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第2議案第42号令和3年度御杖村一般会計補正予算第5号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第2議案第42号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第2議案第42号令和3年度御杖村一般会計補正予算第5号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第43号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正
予算(第4号)の議定について

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第3議案第43号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第4号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を

行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第3議案第43号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第3議案第43号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第4号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第44号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)の議定について

[討論、採決]

- 議長(吉田俊弘君):次に、日程第4議案第44号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第4議案第44号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第4議案第44号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎発委第7号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

[上程、採決]

- 議長(吉田俊弘君):次に、日程第5発委第7号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。議会運営委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発委第8号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

[上程、採決]

- 議長(吉田俊弘君):次に、日程第6発委第8号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。むらづくり委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定によりむらづくり施策に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎閉議及び閉会の宣言

○議長(吉田俊弘君):以上をもって、本日の日程は全部終了致しました。本日の会議を閉じます。よって、令和3年12月御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(午前10時12分閉会)

◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会議長

吉田俊弘

御杖村議会議員

張間裕子

御杖村議会議員

木村忠雄